

平成 28 年度第 2 回（仮称）逗子市自治基本条例検討会 会議概要

日 時：平成 29 年 3 月 17 日（金） 10：00～11：10

場 所：市役所 5 階会議室

出席者：松下座長、出石メンバー、名和田メンバー、松本メンバー、福本メンバー、三ッ森メンバー、矢島メンバー、須田メンバー、青柳メンバー

欠席者：志村メンバー

事務局出席者：和田経営企画部長、仁科企画課主幹、梶山専任主査、四宮主任

傍聴者：0 名

1、開会

事務局から、平成 29 年逗子市議会第 1 回定例会における（仮称）自治基本条例検討事業に係る予算審議状況（予算委員会で関係予算が削減されたこと）について説明。

2、（仮称）逗子市自治基本条例の構成について

（松下座長）2つの議題について、最高規範性を中心に意見交換を行い、自治基本条例に盛り込むべき事項については様子を見ながら進めることとしたい。

自治基本条例の構成について、市から報告を願いたい。

（福本メンバー）資料 7 について、暫定版として条例の構成をまとめている。暫定版という意味合いは、これで決定というものではなく、これまで実施したワークショップ、検討会でいただいたご意見や、既に制定されている他自治体の条例を参考にしながら、必要と思われる項目をまとめたものである。

今後ワークショップや検討会でご意見をいただきながら、項目を落していく、あるいは盛り込んでいくもののベースにしたいと考えている。

（松下座長）資料 7 の条例の構成（暫定版）について、他のまちの条例の主なところをかなり広く拾っており、大筋ポイントが盛り込まれている。中身はこれから考えていくとして、今時点で感じたことがあればご発言いただきたい。

（出石メンバー）他の自治体の条例を見ていて気になるのは、具体例をあげると「市」についての部分である。茅ヶ崎市は「市」について行政を指しているが、厚木市等は市民と市、議会、全てを併せて「市」としている。定義の仕方によって変わってくるので、今後検討するにあたっては注意が必要だと思う。

（名和田メンバー）一つは、大項目の「条例の推進等」に、条例の改正という論点がある。この部分の書き方によっては、最高規範性が実質的に担保されることもあるかと思う。

もう一つは、コミュニティについて、資料 1 頁の定義のところ「市民」、「コミュニティ団体」、資料 2 頁の市民のところ「テーマコミュニティ」、「コミュニティ団体」とある。いくつかの自治基本条例で広く定義したものがあると思うが、地域自治を実現するために、多様なコミュニティの中で、特定のコミュニティだけに特定の地位を与えることについて説明が必要だと思っている。茅ヶ崎市は、地域コミュニティの認定等に関する条例を制定し、特定のコミュニティを認定

する制度がある。自治基本条例においても、これは一つの論点であると思う。

(松本メンバー)「自治の基本原則」の中で、まちづくりや土地利用等、法律で許容されているからできるという論理に対して、縦割りの法律を地域が横につなげて、地域の特性とか地元の考え方が入りにくいところを条例でフォローする。つまり、ナショナルスタンダードに対してローカルベストという、地域としての最適解を見出すということ。

こうしたことが、潜在化している公共の福祉を顕在化させるには一番重要である。法律で許容されていることをやって何が悪いのかという人達に対して、潜在化している公共の福祉を顕在化させる仕組みが自治の基本原則の一つとしてあることを条例に明確に記載し、地域の特性あるいは市民の意思というものを行政の運営なり地域計画に反映させるツールとすることが、一番重要であると感じている。

(松下座長) 松本先生のお話は、最高規範性の部分と重なり、なぜこの条例を策定するのかということとまさに密着してくるので、今のヒントを生かしていきたい。

3、最高規範性について

(松下座長) 本題となる最高規範性について、市で考えていることがあれば、まず伺いたい。

(福本メンバー) これから始める具体的な検討に先立って、自治基本条例の意義や位置付けを確認し、検討会のメンバーがこれを共有した中で議論していくべきと考えている。今日この時間で忌憚のない意見交換を行い、方向性を見出していきたいと思う。

自治基本条例を「自治体の憲法」と表現することもあるし、市長自身もそのように表現している。要するに、この表現をどう解釈するのかだと思う。このことについては、既にかんがりの議論がされているが、改めて、逗子市においてどう判断すべきか確認しなければならないと考えている。

こうした観点から、この会議に臨むにあたって、関係課の職員が勉強会という形で集まって確認をしている。その結果として、市としては、自治基本条例を次のように考える。

1つ目に、自治基本条例は、逗子市の条例の中心・頂点に位置し、これにより逗子市の条例、規則等の自主法を体系化、総合化、指導するものとなる。

2つ目として、しかしながら、条例である以上、法的には他の条例と基本的に変わるものではなく、他の条例に対して上位にあるものではないということ。

3つ目として、こうした中で、後法優先の原則、特別法優先の原則が、単純には働かなくなるといった、一種の優越的な位置付けや指導法としての性格を与えたいということ。

こうした、いわゆる最高規範性を持った条例とすることにより、自治の強化を目指したいということである。

市長は、第1回の検討会で「条例の実効性に重きを置きたい」という考えを述べている。最高規範性を求めるということは、実効性を高めることにつながるものと理解している。しかし、最高規範という文言を記載すればそれでいいということではなく、つくり方や内容によっては規律

密度が低くなり、逆に実効性がなくなってしまう恐れもあるので、いかにバランスを取りながら進めていくのかが課題だと思う。

我々市職員としてはここまでまとめたが、この場で最高規範性の必要性やその要素とは何か、どのように最高規範性を担保していくのか等について、学識の方々のお考えを伺いたい。

先ほど松本先生から地域の特性についてお話があった。前回の検討会で、市長から市民の権利について、逗子市民として尊重されるものがあるという発言があったが、ある意味で背中合わせという印象を受けたので、そうしたことも最高規範性の中で整理していく必要があるかと思う。

もう一点気になっているのが、条例の中で議会の関係をどう位置付けていくかということである。最高規範とした場合、議会の規定がないのでは内容が不足することになるので、そこをどうクリアしていくかということも大きな課題だと思う。

(松下座長) 最高規範性の議論をするにあたり、市民の権利や議会等個々に広げていくと收拾がつかない。まずは最高規範性に絞って議論した方がよいと思う。

整理すると、文言として記載した方がよいという意見か。

(福本メンバー) まずは先例をベースとして考えているが、具体的な手法やアイデアをこの場でいただきたいと考えている。

(出石メンバー) 私から提供している資料について、学会誌に載せた原稿だが、この内容から校正されているのでその点留意願いたい。

今ほど自治基本条例に逆風が吹いていない10年くらい前の原稿だが、現在にも通じるものがある。論点として、まず、憲法と法律の関係とは明らかに異なっており、自治基本条例は最高法規でないことは間違いない。最高規範という言葉自体は使用してもよいと考える。

原稿の6頁から7頁にかけて、規範という言葉について「社会や集団において個人が同調することを期待されている行動や判断の基準」であり、「法律などの顕現的なものから、個人や人間関係の中に暗黙のうちに成立しているものまで含まれる」と説明している。これが法律、条例となって、裁判規範になるものが法規であり、その頂点が憲法である。一方、自治基本条例が裁判規範になるかということ、ならないと思う。

このため、各条例の中心、頂点に立つとしても、あくまで最高規範としてであるものとする。その規範の位置付けが、どの程度なのかということだと思う。

市民や職員、議会の行動の拠りどころになるもので、それが最高のものであるということを、どのように位置付けるかが自治基本条例での論点である。最高法規に近い最高規範とするならば、硬性憲法的な、改正における特別多数議決だとか、あるいは住民投票にかけるということが出て来ると思う。

この件について原稿の9頁にあるが、個々の著書の中で議論となった南川先生はかなり先鋭的で、議決要件の強化ができると記されている。川崎市の住民投票条例に特別多数否決の規定があるので、できないということはないのだろうが、私は難しいと思っている。

条例に形式的な最高規範性を持たせるならば、改正の際に住民投票にかけ、その後に議会の議決を得るのであれば、自治法の規程に抵触しないというのが私の考えである。

もう一つは、この条例が最高規範であって、各条例の解釈運用にあたっては、この条例が拠り

どころになるという記載の仕方があると思うが、それだけでは実効性が担保されない。

どのように実効性を担保するかということを書いているが、条例の体系化を自治基本条例と個別条例の中で必ず謳っていくということであり、例えば、自治基本条例では他の条例の定めるところにより市民参加を推進することとし、市民参加条例には自治基本条例第何条の規定に基づくということの規定する。

また、見直し規定についての論点は、見直し頻度の高いものが最高規範でいいのかということや、一方で、時宜にかなったものとするために見直し規定を置く場合には、法的安定性を確保するために改正要件に硬性的な部分を入れるかどうか、ということだと思う。

(松下座長) 最高法規といっても裁判規範にはならないということ。また、最高規範について、形式的に特別多数議決を求めるという議論は理屈としてはあるのだろうが、法的な問題も含めて本当にそれが必要なのかどうかだと思う。

自治基本条例とは何なのかという原点に戻ってくる話で、何のためにつくるのかということ。自治基本条例のあり方について合意ができていないと、中々進めない。

(出石メンバー) 先ほどの補足で、より最高規範性を位置付けるとすると、一つの例として、厚木市は条例第40条で、改正しようとするときは、制定に際して行った手続きを行わなければならないとしている。

逗子市は市民参加条例により市民参加手続きをかなり行っているが、厚木市と同様の規定を置いた場合、改正の際も、今回の逗子の未来協議会での検討を同じように行うことになり、最高規範性を高めることになるだろうと思う。

(松下座長) 最高規範性をどのように担保していくのかということについて、硬性憲法のように特別多数議決でがっちり守っていくのか、今の話のように市民の力を常に生かしていくのか、そもそも論になる。ご意見をいただいて絞っていききたいと思う。

(三ッ森メンバー) 最高規範という言葉はこだわった方がいいのか、それとも実効性のところで、職員や市民が最高規範であるという認識を持つことでいいのか。私としては、最高規範という言葉が強いと感じている。最高規範という言葉を入れている自治体もあるが、最大限尊重するという言葉であったり、様々な表現が使われている。既に策定している各自治体の思いとしては、最高規範という位置付けでつくられていると考えるが、最高規範という言葉へのこだわりはどの程度持ったらいいのかということについてはいかがか。

(出石メンバー) 自治体の考え方だと思う。議会から指摘を受けるだろうということも考え、謙抑的にするケースはあると思う。大本のニセコ町は、条例の表現上は使われていないが、自治体の憲法としており、最高規範性を意識していると思う。この件は、政治的な問題にもなる。

(三ッ森メンバー) 今議会の議論でも、そういう面はあったかと思う。

(松下座長) 最高規範としたところで、憲法と法律の関係ではない。機能が最高ということなのだが、条例に上下がないという点から、最高規範という言葉にひっかかるのだと思う。

(三ッ森メンバー) 言葉として入れるのかは、今後の議論の中で検討されるのだと思うが、性質として最高規範性を持つことを押さえておけばよいということだと思う。

(松下座長) 機能としては最高ということ。最高という意味をどのように考えるか。

(出石メンバー) 条例の中で最高というと、議論になってしまう。このことについて、松本先生

からあった、潜在化している公共の福祉を顕在化させるというお話はいいと思った。

自治の権能は、端的には憲法第92条に由来する。地方自治法の第2条第11項から第13項の法解釈の原則について、これは自治法に関する規定なのだから個別法が優先するという事を主張する人がいるが、当該条項は憲法第92条の具現化として考えるべきものである。言葉の工夫かもしれないが、これと同じように、憲法を受けた自治基本条例が、潜在化している公共の福祉を顕在化させると書いたら面白いと思った。

(福本メンバー) 最高規範という言葉だけで終わってしまっているのは、多摩市の例か。

(出石メンバー) 当時はそうであった。

(福本メンバー) 現実的には最高規範ではない中で、逗子市にとっての最高規範性の中身は、遵守義務型として、最大限尊重するという解釈なのか。

(松下座長) 大事なポイントだと思う。最高規範性について、憲法のように遵守義務型と考えるのかどうか。

(三ッ森メンバー) 条例に上下がないことは押さえておくべきなので、他の条例は自治基本条例との整合を図るということだと思う。遵守というよりは、自治基本条例の趣旨の中で具体化を図るということで、まさにそれが体系化でもあると思う。

ピラミッドにすれば上下にはなるが、並列の条例の中で、自治基本条例の趣旨を押さえながら具体化することで整合を図るということなのかと思う。

最高規範という言葉は飯田市等に記載の例があるが、一方で、自治基本条例の趣旨を尊重するとか、分野別に自治基本条例を定義することで体系化を図るとか、そうしたことで実質的に最高規範性を担保しているものも見受けられる。

(松下座長) 最高規範について、縦割りで上から従えというのでは、射程範囲が狭くなってしまいほとんど何も変わらないのではないかと私は思っている。

自治基本条例は、足りないものを立ち上げていくベースとなる基本の条例、例えば、市民参加がなければ、それを立ち上げていくというような、ベースになる条例だと思っている。それが最高規範と言えば最高規範だと思う。

若者の参加がこれまでの自治体の施策になれば、自治基本条例で取り上げて若者を対象とする政策を立ち上げていくということ。私が関わっている新城市では若者議会条例を制定している。

最高規範だから、批判したら許さないというようなものは、10年20年前の話ではないかと思う。

最高規範と書くとそのようなイメージになってしまうが、私は基本条例として、立ち上げていくための土台として考えている。

(三ッ森メンバー) イメージの問題として、私は先ほどピラミッドと申し上げたが、どちらかというと松下先生のお話の土台のような、全体を包み込んでいるのが自治基本条例で、個々の条例がその中に入っていきようなイメージなのかと思う。

(松下座長) 土台をしっかりしないと。今までの自治では土台がない訳で、地方自治法を見れば分かるように、市民という規定が非常に少なかったりする。

土台をつくって、立ち上げていくのは市民・行政・議会の三者であり、そうしないと自治がもたない。

最高規範と書くと誤解されるのではないかと懸念する。自治体の憲法、最高規範性という考え方が、規制的従前型の自治のあり方として受け取られてしまっているのではないかと思う。

(福本メンバー) 松下先生のイメージに近いのは出石先生原稿の4頁(5)自治の基本明示+条例制定等尊重型か。

(松下座長) 私は基本条例型と言っている。

(出石メンバー) 私の原稿は、最高と記載せずに自治の基本であることを明示するものだが、松下先生が言われているのは、そういう意味での基本ではないように思う。

きちんと書くなら、この条例のもとに、逗子市の個性を生かした政策を行うものとする書けばよいと思う。

(松本メンバー) 感覚として、かつて自治基本条例が多く策定された時代とは、社会背景が変わってきている。

昔はほとんどの公務員が、基本的には地域を役所が全て仕切るという発想だった。どうしても最高規範とか、ややもすると上から目線になる。

今の世の中は、行政が全て仕切るというよりは、色々なパートナーと連携したり、力を分かち合っ一緒にやっいていこうと、場合によって行政は一步引いてもいいよということ。民の協働で価値が創造されるような場合には、市役所が一步引いた方が、色々な力が発揮できるだろうということ。

前回、私は協創という言葉を使って、松下先生からそれは協働の一つの概念だというお話もあったが、そういう認め合っっていくということに対する反発が、今、自治基本条例に対して慎重になっている背景にあるのではないかと思う。

企業も含めて民が存分に力を発揮できるというのは、地域の特性なり、市民の意思なりを踏まえて存分に力を発揮できる環境をつくっていくための仕組みや制度の考え方なんだということ。

あるいは、従来のものを引き継ぎつつ、新しい社会背景を踏まえた自治基本条例のあり方を示すことが、なぜ今自治基本条例をつくるのかを説明する一つの材料になるのではないかと、お話を聞いて感じた。

(三ッ森メンバー) 市民参加制度や地域自治に対して批判的な意見の中には、協働というイメージよりは、給料の支給を受けている行政の職員が行うべき、議会が決めていくべきところ、それを市民にやらせてしまっているのではないかという意見もある。

(松下座長) そうした意見は、現実的にあると思う。否定する訳ではないが、空き家の問題を考えても、行政で対応できないこともある。

市民が、当事者として自主的に管理したり、地域で守ろうということが必要である。こうした問題が近年噴出していて、それが今の自治の姿だと思う。

問題に対して行政は勿論頑張るけれど、役所が動いても解決できないことがある。役人の仕事には、率先して行動するとともに、市民を後押しする力が求められている。

(三ッ森メンバー) 自治基本条例をつくる目的が多くの方に理解されないと、上下だとか、誰がやるのかという役割分担の議論が強くなってきってしまう。

大多数の人が、これからの自治はこういうものだという意識が持てないと、自治基本条例の実効性は担保されないだろうと思う。

(松下座長) 誤解してはいけないのは、立憲主義的な考え方を否定している訳ではないということ。

最高規範ということは、確かにピラミッドの枠に当てはめて、はみ出さないようにしていくという意味もあるが、それだけでは足りないのではないかと思う。

(名和田メンバー) 松下先生に質問で、市の構成案には若者の参加が入っているが、仮に入っていなかったとして、若者の参加が重要な政策課題だと考えたとすると、まず自治基本条例を改正して、その後に、若者の参加に関する条例が必要であれば別に策定するという事なのか。

(松下座長) 違う。ベースをつくるということ。新城市では、これからの時代は皆が力を出さなければならない中で、力を出してない若者に力を出してもらおうと、そのために個別条例をつかった。

(名和田メンバー) 自治基本条例を風化させないために、出石先生が言われたように、常に自治基本条例に基づいて個別の条例をつくるということか。

(松下座長) それもあるが、事実が先で、担保するために自治基本条例に規定する。事実の積み上げがあり、自治基本条例に規定されてさらに若者参加が進んでいくということ。

(名和田メンバー) 市民が先進的、開拓的に行って、それが全市的に必要ではないかとなって、初めて自治基本条例が改正されるという方が、確かに望ましいとは思う。

ただ、私は自治基本条例を風化させないことが、最高規範性を志向している問題や関心の最も根底にある事ではないかと感じている。

提案にも書いたが、私に関わった川崎市の自治基本条例での体験として、自治推進委員会というものに参加して、条例の進行管理に携わった。自治基本条例は一見すると総花的に色々なことが書いてあって、具体性がないと思われがちところを真面目に推進するというもので、理念的にはすごい仕組みだと感じた。

構成案の「条例の推進」の論点に、「推進組織の設置」と書いてあるが、こういう仕組みが風化に歯止めをかけられるものだと思う。大都市の川崎市で、どう自治が前進したか話し合うことに困惑したが、逗子市は小回りがきいて見渡せる規模なので、推進組織をつくるというのは有力だと思う。

(松下座長) 条例を風化させないために大事なことだと思う。自治推進委員会の主体について、自治基本条例の策定に携わった市民であるべきで、学識ではないと思う。

新城市や焼津市も、毎年度推進状況を報告している。推進組織のメンバーが引退したらどうするのかという問題はあるが、逗子市でも同様に、逗子の未来協議会のメンバーで核になる人達にやってもらおうということもあると思う。

新城市や焼津市でも、推進組織のメンバーが、市民、議会、市長が一緒になってまちの問題を話し合う市民まちづくり集会というものを行っている。市民が運営し、行政が後押しする。当事者になってもらうことが目標で、風化を防ぐことにつながると思う。

(名和田メンバー) 最高規範という言葉を使うのであれば、議会の自己抑制について、自治基本条例でどのように考えるのか。条例改正の項だとか、推進組織に結びついていくことになる。

ただし、最高規範という言葉を使わなければならないとは思わない。

(三ッ森メンバー) 法制担当の観点から言うと、出石先生が言われたように、条例の体系化とし

て、自治基本条例に基づいていることを個別条例の中で必ず謳っていけば、個別条例を見たときにも自治基本条例を意識する。

職員は、自治基本条例を見に行くことで意識し風化させない。市民は、条例を条文として読むことはあまりないと思うので、名和田先生が言われたような形で風化させない。職員から見るとそのような面もあるかと思う。

(須田メンバー) 逗子市では、市民参加条例、情報公開条例、まちづくり条例は既に確立されていて、これらの条例は自治基本条例で改めて体系化されることにとどまると思う。

市民協働については、事業・施策が先行しており、いよいよ条例化するという段階である。自治基本条例は、これからつくっていく条例のベースになるものにしたいと思う。条例の理念を踏まえて、新たな対策が生まれるものにしたい。

今あるものを体系化するだけでなく、これから取り組んでいくもののベースとなる基本条例だと思ふ。

(青柳メンバー) 私はまちづくり条例を担当している。元々はピラミッドの頂点というイメージが理解しやすいと思っていたが、今議会での指摘や松下先生のお話を伺って、それでは最高規範ということが強調されてしまって、先に進まないだろうということも理解できた。

立ち上げていくという方向は、概念的によいと思う。まちづくり条例との関係を気にしていたが、成り立ちとしては先生方が言われるような形で進めていくことでよいと思う

(矢島メンバー) 審議会のメンバーは本検討会に参加していないが、私は情報公開と個人情報保護を担当している。

情報公開条例はかなり古い条例で、市民、学識、職員を含めてかなりの回数の検討会を行い、国よりも先に制定しており、個人情報保護条例も1年遅れでつくっている。

情報公開条例は、憲法に定める基本的人権、地方自治の本旨に則した知る権利をもとに規定されている。先ほどのお話で、自治基本条例に基づく旨を個別条例に規定するということについて、既にある条例との関係はどのように考えるべきなのか。

(松下座長) 実際の作業を考えると相当の負担はある。新たに制定する条例から対応することも検討してよいかと思う。

(三ッ森メンバー) 基幹的な条例については対応し、その他の条例の前文や目的については、新たに制定するものから規定していくことでいいかと思う。

(出石メンバー) 形式的に整える必要について、最高規範とするのであれば、私は対応した方がいいと思う。

情報公開条例の件について、例えば、自治基本条例の第1条に憲法に基づくことを規定し、第何条かに情報公開の規定がされる。そして、情報公開条例について憲法に係る規定を除き、自治基本条例第何条に基づく旨の改正を行う。このように整理すれば憲法を頂点とした自治基本条例のもとに各制度が定まる。

私は形式論が専門であるが、このような対応が筋だろうとは思ふ。大変な作業を行うことで職員が認知することになると考えるが、実際には、既に制定されている自治体でもできていない。

(福本メンバー) 最高規範という言葉を使うかということがあるが、使わないとしても、条例が最高規範性を目指すのであれば、その実質が何なのかということが大事なのだと思う。

一つは、実際にできるのかは別にして特別多数議決だとか、あるいは風化させないための仕組みなどが必要だと思う。

もう一つは、松下先生が言われたベース、基本になるという意味で、ローカルオプティマムを目指すということを手厚く条例の中に落とし込んでいくということだと思う。

逗子の未来協議会の第1回ワークショップのテーマで、「逗子市でこういうふうに住みたい」ということについて話し合った。その際に1番多かった意見は、豊かな自然環境に囲まれた暮らしをしたい、2番目がコミュニティなど人の交流が盛んな暮らしをしたい、3番目が安全で安心して暮らしたいということだった。こうしたことを条例の趣旨の中で位置付けていくということによいのか。

(松下座長) 自治基本条例は、そういうものではない。環境を守るためにどうすればいいのかを位置付けるのは、環境条例である。環境を守りたいという大本に、どのような仕組みや理念が大事なのかを抜き出していくのが自治基本条例である。大本の仕組みとして、情報公開や市民参加等が大事だということを体系化するということ。

(福本メンバー) どのようにまちづくりを進めていくかということと、目指している姿形、今の松下先生のお話だと前者が目立って聞こえてしまったが、後者は総合計画で定めるものと考えべきなのか。

(松下座長) そうではなくて、自治基本条例で規定されるのは、幸せな暮らしのために市民が主体的に関わっていくということ。言葉としてはいわゆる住民自治になるが、それが理念。その先にあるのが暮らしやすいまちをつくっていくということ。

(出石メンバー) 松下先生が言われていることが共通認識になっているとは思いますが、逗子市らしいものをつくるのであれば、目指している姿形を入れるのもよいと思う。

箕面市のまちづくり理念条例は、環境等の項目について、それぞれの基本目標が書かれている。総合計画のポイントだけを条例に入れたようなものだが、否定はしなくてもいいと思う。

(松下座長) 総合計画との役割分担がなかなか難しいと思う。緻密な総合計画に対して、相対的に自治基本条例が弱くなってしまう。

(松本メンバー) 私は鎌倉市で、かつて職員として企画の仕事をしていた。計画と条例について、重なる部分はあるが、条例というのは手続き手順、実効性、計画を実現するための基本的な約束事を明文化するということ。その約束事に地域の特性や住民の意思、議会の意思が確実に入るような仕組みを入れてあげる。法律では書いていないこと、ローカルルールとしての計画を着実に実行させるための理念、手順である。

条例には最高規範として、かなり基本的な事柄が中心に書かれて、かつ、従前のものを束ねて再構成するだけではなくて、今置かれている社会背景、市民の意思というものをさらに発揮させていくための創造であるとか、そういうものを入れるということ。

今までは再構成するということが中心になっていたが、自治創造条例のような性格で、前に向かっていくのだということを出していかないと、なぜいまさらと見られてしまう。クリエイティブなところを出していくことが大切だと私は思う。

(松下座長) 最高規範という言葉がひとり歩きしてしまって、今の様な議論が伝わっていかないことを懸念する。

(三ッ森メンバー) まちづくりについて具体的なことが書かれるというよりは、こういう仕組みができることによって、まちづくりに寄与するということだと思う。

(名和田メンバー) 私は出石先生が言われたように、逗子市は環境を大事にする等の中身について、少し入れてもいいと思っている。

(松下座長) 市民の人達の思いがあってもいいとは思いますが、そこをメインにしてしまうとポイントが分からなくなってしまうと思う。

(三ッ森メンバー) 関係している条例について、市民参加条例や情報公開条例等は手続き的などころを体系化していくということだと思うが、まちづくり条例は目指すべきまちという要素が大きだと思う。その部分との関係をどのように整理するかということはいかがか。

(松本メンバー) 心配ないと思っている。

(松下座長) 逗子市の場合、まちの構造を考えると先は厳しい。その中でどうやって答えを出していくのか、行動を決めていくのかということについて、守るべきルールを決めるということであれば、皆納得するのではないか。

私は、いつも9人で野球をやろうと言っている。日本全体が1億総活躍でやろうという中で、皆で力を出そうという話であり、決して警戒するようなものではないと思う。

早めに対応しないとまずいと思っていて、私の関わっている新城市も、人口が減って収入も増えないという厳しい状況で模索している。簡単にうまくはいかないが、皆で模索しながら空白を埋めていく、力を出していくということ。

一つの結論に集約できた訳ではないが、趣旨は整理できたのではないかと思う。